

子どもを守るためにできること ～11月は児童虐待防止推進月間～

子育て応援室 ☎(582)1159 FAX(582)1138

虐待から子どもを守るために、「あの子、虐待を受けているのでは」と少しでも気づいたことがあれば、ためらわずご連絡ください。通報者の秘密は固く守られます。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせる、家の外に締め出す

など

ネグレクト

子どもだけを家や車に置き去りにする、食事を与えない

など

心理的虐待

子どもの前で家族に暴力をふるう、暴言、無視

など

性的虐待

子どもへの性的行為、性行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする

など

虐待の子どもへの影響

虐待は、子どもの成長・発達にさまざまな影響を与えます。

- ・学習に向かいにくい落ち着きのない行動
- ・人との信頼関係や愛着関係を築くのが難しい
- ・虐待体験が心の傷(トラウマ)になり、思春期や将来にわたって心身に悪影響を与える など

子育ての不安や悩みは気軽に相談を

家庭のこと、子どものことを話すことで、気持ちが軽くなる時もあります。ひとりで抱えこまずに、気軽に相談してください。

- ・市子育て応援室 ☎(582)1159
- ・県中央子ども家庭相談センター ☎(562)1121

連絡先(匿名でも構いません)

児童虐待対応ダイヤル ☎189 いちはやく
 (24時間365日受付)

11月12日(日)～25日(土)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間



個人権政策課 ☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、心身に長期的な影響を及ぼします。また、配偶者などからの暴力(DV)やストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は決して許されない行為です。

性暴力について

望まない性的な行為は、性暴力です。性暴力は性別や年齢にかかわらず起こり、身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。

相談電話

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891(はやくワンストップ)

DVについて

配偶者や恋人などからの暴力は、身体的暴力以外に、言葉による精神的・心理的暴力や、お金を渡さないなどの経済的暴力、家庭外の人間関係を遮断させる社会的隔離なども含まれます。

相談電話

DV被害者のための配偶者暴力相談支援センター ☎#8008(はれれば)

その他相談窓口

- ・女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
 平日午前8時30分～午後5時15分
 ※11月15日(水)～21日(火)は、平日午前8時30分～午後7時、土・日曜日午前10時～午後5時
- ・市女性・男性の悩み相談(人権政策課)
 ☎・☎(582)1116
 FAX(582)0539
 毎月第2金曜日、第3土曜日、第4日曜日午前9時～正午
 ※要予約(詳しくは24頁)
- ・こども家庭相談課
 ☎・☎(582)1137
 FAX(582)1138
 平日午前8時30分～午後5時15分

